

市立旭川病院保育所業務に係る公募型プロポーザル実施要領

市立旭川病院保育所業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

市立旭川病院保育所は、市立旭川病院に勤務する職員の乳児及び幼児を保育するため設置し、もって病院の円滑な運営に寄与してきたところであるが、昨今の保育サービスの多様化に伴い、保育所業務の受託者を決定するに当たり、受託希望事業者を公募し、応募者を多面的に評価するために実施する。

第2 業務概要

- 1 業務名 市立旭川病院保育所業務
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 予算概要等

この業務に係る契約目途額は138,382,200円（税抜き125,802,000円）、単年度換算額46,127,400円となっていることから、業務委託料の積算にあつては、契約目途額の範囲内とすること。

- ※ 院内保育所の運営状況や病院事業の収支状況、また、予算状況により、契約期間の途中で契約を停止することもある。
- ※ 本業務に関する予算が議会において否決された場合は、本プロポーザルは無効とする。

第3 契約担当部局

〒070-8610 旭川市金星町1丁目1番65号 市立旭川病院 外来棟3階
事務局経営管理課総務係
電話 0166-24-3181（内線5512）
FAX 0166-27-8505
e-mail h_keieikanri@city.asahikawa.hokkaido.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、市立旭川病院競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全で

ある者でないこと。

- (4) 児童福祉法に基づく保育所を設置・運営している法人、又は病院において適切な保育を実施している法人であること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書
- イ 直近の北海道又は旭川市の指導監査結果の報告
- ウ 定款及び役員名簿
- エ 平成30年度決算関係書
- オ その他必要と認める書類

(2) 提出期限 令和元年11月29日（金）午後4時30分

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送によること。電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) 提出書類作成時の留意事項

病院における保育事業を実施している法人にあっては、適切な保育を実施していることがわかる実績報告書(様式任意)を提出すること。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和元年12月3日（火）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) (1)のイの通知を受けた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により旭川市病院事業管理者（以下「管理者」という。）に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和元年12月5日（木）までの、
午前9時から午後4時30分まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送によること。電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

(3) 管理者は、(2)の説明を求められたときは、令和元年12月9日（月）までに説明を求

めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

- ・運営方針について
- ・保育内容について
- ・給食等について
- ・安全管理について
- ・健康管理，衛生管理について
- ・職員配置について
- ・保育業務の継続性について
- ・職員研修，職員の健康管理について
- ・保護者との連絡・連携の取組みについて
- ・情報管理，情報提供について
- ・保育所運営に当たっての団体独自の自主事業，特色や業務実績等について

2 企画提案書の書式

企画提案書に次の書類を添付して行うこと。

- (1) 企画提案書別紙
- (2) 業務に係る事業費積算内訳
- (3) その他必要な書類

3 記入上の注意事項

- (1) 企画提案書別紙の記入枠を超える場合は、次ページであることがわかる別紙で記入すること。
- (2) イラスト及び写真の使用も可。

4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和元年12月16日（月）午後4時30分
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参及び郵送によること。電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (4) 提出部数 8部（正本1部，副本7部）

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市立旭川病院は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市立旭川病院は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市病院事業管理者の所管に係る旭川市情報公開条例施行規程（平成21年旭川市病院事業管理規程第12号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。
 - ア 提出書類 質疑応答書
 - イ 提出期間 令和元年12月13日（金）までの土曜日及び日曜日を除く，午前9時から午後4時30分まで
 - ウ 提出場所 第3に同じ。
 - エ 提出方法 電話連絡の上，ファクシミリにより提出すること。
- (2) (1)の質疑応答書は，質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し，ファクシミリにより回答するものとする。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は，その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった者
- (3) 実施要領等で示された，提出期日，提出場所，提出方法，書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった者
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査，評価及び特定を行うため，市立旭川病院保育所業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において，提案内容をより理解するため，次のとおり企画提案書に係るプレゼンテーションを受け，ヒアリングを行う。

(1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし，1者の持ち時間は説明15分，質疑5分の計20分とする。
- イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが，提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。なお，プレゼンテーション会場備え付けのプロジェクトの使用も可能とするが，その際は接続するパソコンを各自で用意すること（接続コネクタ形状は，D-Sub15又はHDMIのいずれか。音声出力は不可。）。
- ウ プレゼンテーション等の説明者は，補助者を含めて3名までとする。
- エ 欠席をした場合は，企画提案書の審査，評価及び特定から除外する。
- オ ヒアリング等は非公開とする。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した，企画提案書提出要請時に併せて通知する。なお，ヒアリング等を行う者を選定した場合には，別途，実施日時，実施場所及び選定結果を通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 運営方針
- (2) 保育内容
- (3) 給食等
- (4) 安全管理
- (5) 健康管理，衛生管理
- (6) 職員配置
- (7) 保育業務の継続性
- (8) 職員研修，職員の健康管理の取組
- (9) 保護者との連絡・連携の取組
- (10) 情報管理，情報提供の取組
- (11) 保育所運営当たりの団体独自の自主事業，特色や業務実績等

4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。この評価点については、審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。ただし、同一の審査項目において最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

また、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

なお、次式による合格基準点を設けることとし、合格基準点に満たない場合は選定しないものとする。

$$\cdot \text{合格基準点} = 60 \text{点} \times (\text{委員の人数} - 2)$$

5 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。
 - ア 受託候補者
 - イ 評価点数
 - ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨
 - エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) 受託候補者とならなかった者が、その理由について説明を求める場合は、次のとおり書面（様式は任意）により行うことができる。
 - ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの土曜日及び日曜日を除く、午前9時から午後4時30分まで
 - イ 提出場所 第3に同じ
 - ウ 提出方法 持参によること。郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

(3) 管理者は、(2)の説明を求められたときは、令和2年3月31日（火）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

要する。ただし、市立旭川病院契約規程第25条のいずれか規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否 要する。

4 支払条件 毎月後払いとする。

第11 その他

1 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和元年11月8日（金）から令和元年11月29日（金）まで
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和元年12月3日（火）
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和元年12月16日（月）まで
ヒアリング等	企画提案書提出要請と併せて通知
企画提案書審査結果の通知	令和2年1月
契約締結	令和2年3月